

## 平成 31 年度国保「市町村標準保険料率」の算定結果について(概要)

平成 31 年 1 月 1 日  
健康医療部国民健康保険課

## 【算定結果概要（平成 31 年 1 月確定係数）】

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.57%	29,713円	31,799円	58万円
後期分	2.69%	9,249円	9,898円	19万円
介護分	2.58%	19,134円	0円	16万円

(参考：平成 30 年度)

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	7.98%	27,311円	29,668円	54万円
後期分	2.69%	9,178円	9,970円	19万円
介護分	2.32%	17,062円	0円	16万円

## 【算定の前提】

- 国から示された確定係数に基づき、算出した平成 31 年度保険料率である。

## 【主な算定条件（概要）】

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式  
医療分・後期分：3 方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割 6：平等割 4）  
介護分：2 方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成 30 年度からの追加公費のうち、普通調整交付金・特別調整交付金（子ども被保険者数）・保険者努力支援制度（都道府県分）等を算入  
(※激変緩和用暫定措置分、保険者努力支援制度（市町村分）等は算入しない)

## 【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約 194.3 万人（▲約 10.6 万人）
- 算定上の 1 人当たり医療費単年度伸び率 2.3%
- 算定上の 1 人当たり費用  
(増要因) 保険給付費の自然増（約 1.5 万円）、後期高齢者支援金の増（約 0.1 万円）、  
介護納付金の増（約 0.6 万円）、  
(減要因) 国公費の増（0.9 万円）、前期高齢者交付金（平成 29 年度分精算後）の増（0.1 万円）

## 【保険料抑制のための工夫】

- 標準収納率を見直し（市町村単純平均値 91.85% ⇒ 92.87%）
- 府 2 号繰入金を活用した府独自インセンティブ財源を活用（約 12 億円）
- 算定可能な特別調整交付金への算入項目追加（約 0.2 億円 ⇒ 約 9.4 億円）
- 府 1 号繰入金を活用した府激変緩和措置財源を拡充（約 8 億円 ⇒ 約 40.5 億円）